

会員の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、会員が支払う入会金及び会費の納入に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人千葉県環境保全センター（以下「本法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正 会 員 50,000 円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、本法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正 会 員 60,000 円

賛助会員 30,000 円

(会費の納期)

第5条 会員は上半期分の会費を8月31日までに、下半期分の会費を12月31日までに納入しなければならない。

ただし、賛助会員は、8月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(途中入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月の月額から納入するものとする。

2 前項の会費の納入は、本法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

附 則

この規則は、一般社団法人千葉県環境保全センターの設立の登記の日から施行する。